

特許出願の手続は発明者、知財センター担当者、特許事務所の三者で進めます。

発明の内容をもとに特許事務所の弁理士に出願書類の作成を依頼し、発明者と知財センター担当者が内容を確認、修正していきます。

出願書類の作成にあたっては、実験データやより詳細な説明、関連文献等が必要になりますので、発明者の方はこうした資料をご準備下さい。

また、場合によっては弁理士との面談をしながら検討することもあります。

